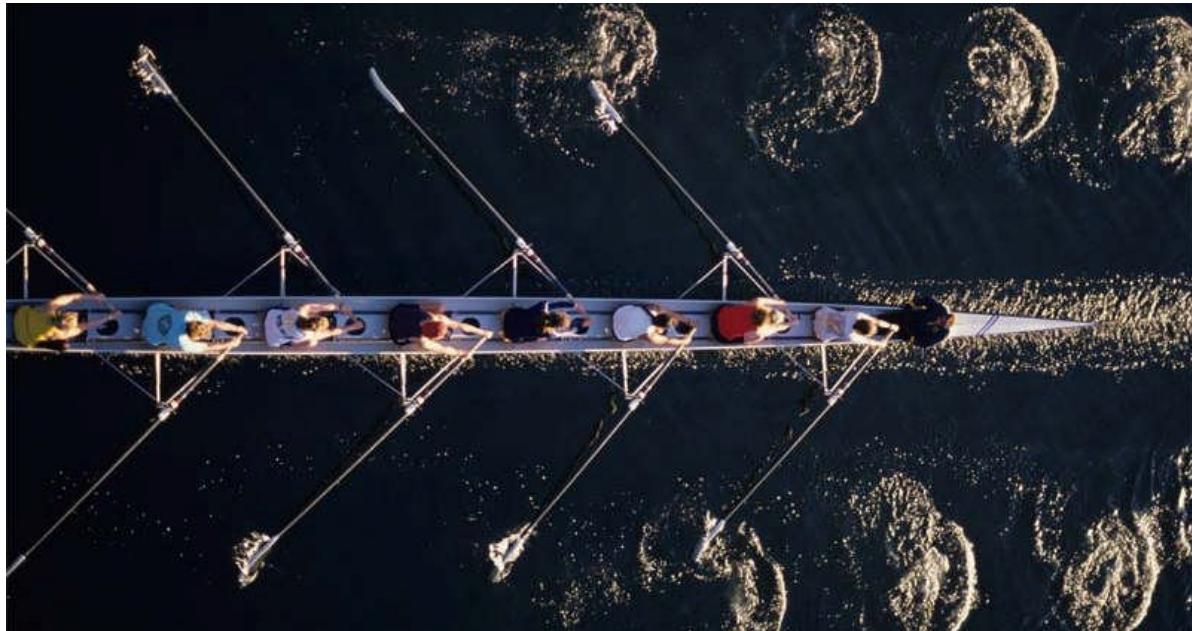


Tax Indonesia / 2015 年 8 月 / 22 号

2015 年度における新たな所得控除金額の適用^{P1} / 2015 年度サンセット・ポリシーの次の施策は?^{P1} / 情報交換のアップデート^{P2} / 税務上の優遇措置の新たな実施細則^{P2} / 特定産業に係る土地・建物税^{P3} / 輸入関税が免除となる物品の輸入に係る付加価値税および高級品売上税の非課税措置のアップデート^{P3}

TaxFlash



2015 年度における新たな所得控除金額の適用

国税総局(DGT)は、2015 年 6 月 29 日付けの財務大臣規則 No.122/PMK.010/2015(以下「PMK 第 122 号」)に基づく個人所得税額の計算に新たな所得控除金額(*Penghasilan Tidak Kena Pajak/PTKP*)を適用するために、2015 年 8 月 7 日付けで国税総局規則 No.PER-32/PJ/2015(以下「PER 第 32 号」)を公布しました。

PMK 第 122 号は 2015 課税年度の年初まで遡って有効となるため、PER 第 32 号では 2015 年度の課税額計算に関して以下の経過規定を設けています。

- 7 月から 12 月: PMK 第 122 号に基づき新たな所得控除額を適用する。
- 1 月から 6 月((従来の所得控除額を適用した)課税額が税務署に申告・納付された期間): PMK 第 122 号に従い課税額計算を修正しなければならない。税額の過大納付については 7 月から 12 月の期間にて還付される。

所得控除額の変更以外に、その他の大きな変更はありません。PER 第 32 号にて示される課税額の計算例は、既に廃止された従来の国税総局規則 No.PER-31/PJ/2012 下における計算例と同様です。今回の年度半ばにおける経過措置に伴い、個別の案件で不明点等があれば、所轄税務署の担当者との協議が必要になる場合があります。

2015 年度サンセット・ポリシーの次の施策は?

2015 年 7 月 7 日、国税総局は通達 No.SE-53/PJ/2015(以下「SE 第 53 号」)を公布し、未提出だった納税申告書の提出、未納付だった税額の納付、および納税申告書における未払税額の正しい金額への自発的訂正を納税者に促すことで行政処分を減免することを保証する財務大臣規則

No.91/PMK.03/2015（以下「PMK 第 91 号」）の継続的措置として、2015 年度の特別税務監査の優先度を決定しました。

PMK 第 91 号の適用について税務署から既に通知を受けたが、同規則を適用していない個人納税者（起業家およびフリーランサーを含む）および法人納税者はこの特別税務監査の対象となります。納税者が PMK 第 91 号下のインセンティブを自主的に利用する、もしくは通知後に利用する場合、税務署の担当者は訂正された納税申告書を精査し、その後の対応について検討します。訂正後の納税申告書の内容が国税総局のデータと一致しない場合は、納税者は特別税務監査の対象となる可能性があります。

SE 第 53 号公布以前に特別税務監査の通知が出された場合、納税者は税務署の担当者から案内を受け、過年度の納税申告書を訂正するための手段として当該インセンティブについて説明を受けることになります。納税者が当該インセンティブの利用を受け入れない場合は特別税務監査が実施されます。

情報交換のアップデート

インドネシアが締約国である、いくつかの特筆すべき国際的な租税に関する合意に基づき、インドネシア財務大臣は従来の財務大臣規則 No.60/PMK.03/2014（PMK 第 60 号）を改定する財務大臣規則 No.125/PMK.010/2015（以下「PMK 第 125 号」）を 2015 年 7 月 7 日付で公布し、情報交換（EoI）に関するインドネシア国内の規定を更新しました。

PMK 第 125 号では情報交換の基礎となる国際的な租税に関する合意のリストを以下の通りに拡大します（新規に追加された分は赤字で示す）。

- a) 二重課税防止協定（DTA/租税条約）
- b) 租税情報交換協定（TIEA）
- c) 租税に関する相互行政支援に関する条約
- d) 政府間協定（IGA）
- e) 多国間または二国間における監督当局合意（CAA）
- f) その他の合意

PMK 第 125 号で規定される情報交換のタイプおよび関連する申請手續は PMK 第 60 号下の規定と同様です。

情報交換を目的として、国税総局は係争中の納税者（インドネシア金融機関およびその顧客、並びにインドネシア側の当事者が情報を保有または管理するオフィショア事業体等）に関連する情報を保有する関連納税者（恒久的施設を含む）または第三者から関連資料の提出を要求することができます。要求された情報が銀行

機密である場合、インドネシア財務大臣からインドネシア金融庁長官（従来はインドネシア銀行総裁）に宛てた書面による情報開示の要請が必要となります。

PMK 第 125 号下では、インドネシア国税総局は、源泉徴収/その他の徴収に関する詳細情報、または金融機関の顧客に関する財務情報等、自動情報交換に関する協定で規定される情報を締約国に提供する権限を有します。財務情報の範囲には、口座残高、金融機関にて管理される資産から生じた総所得、証券の売却による収入、および銀行口座への入金が含まれます。

税務上の優遇措置の新たな実施細則

政府規則 No.18/2015（以下「GR 第 18 号」）の条項を施行するために、複数の政府機関（すなわち、投資調整庁、財務省、工業省、エネルギー・鉱物資源省）により税務上の優遇措置に関する一連の規則が公布されました。上記の一連の規則の概要は、私どもの TaxFlash 2015 年 13 号、15 号および 16 号をご参照ください。

GR 第 18 号では各指定ビジネス・セクターおよび/または地域における詳細な要件が規定されていないため、関連する政府機関の長に当該事項に関する権限が委ねられました。2015 年 7 月 2 日、海洋漁業大臣が海洋漁業省の管轄下に置かれる指定ビジネスに関する詳細要件を規定する海洋漁業大臣規則 No.17/PERMEN-KP/2015（以下「KP 第 17 号」）を公布しました。

KP 第 17 号では、最低でも 500 億ルピアをインドネシア国内に投資し（インドネシア船籍に限る）、インドネシア従業員のみを雇用し、一体型加工設備を有する漁業会社のみが税務優遇措置を享受できることを厳格に規定しています。その他の漁業については、業界により最低要件が異なります。例えば、魚の缶詰を生産する水産加工業では最低でも 300 億ルピアの投資額が求められ、さらに生産高の半分は輸出用で、最低でも 100 人の従業員（その 90% はインドネシア人でなければならない）を雇用することが求められます。

KP 第 17 号の詳細は、PwC インドネシアの御社担当者までお問い合わせください。

特定産業に係る土地・建物税

特定産業に係る土地・建物税（*Pajak Bumi dan Bangunan / PBB*）は、土地・建物税法（1994 年第 12 号）下で規定されており、これらの産業が多様な発展を見せているため、各産業における実施細則が設けられています。過去に、財務省は国税総局とともに、プラン

テーション業、林業、鉱業(石油、ガスおよび地熱を含む)に係る土地・建物税の実施細則を公布しました。

2015年5月20日、国税総局は規則No.PER-20/PJ/2015(以下「PER第20号」)を公布し、インドネシア領海内で操業するが地方自治体の権限下にはない以下の産業に係る土地・建物税の実施細則を規定しました。

- 海洋漁業
- 有料道路
- 石油、ガスおよび水道パイプライン
- 通信ケーブル
- 電線

PER第20号に続き国税総局令No.KEP-126/PJ/2015および国税総局通達No.SE-33/PJ/2015が公布され、上記産業に係る土地・建物税の計算に関する詳細な指針が規定されました。過去には国税総局令No.KEP-16/PJ.6/1998(KEP第16号)にて、プランテーション業、林業および鉱業とともに上記産業に関する詳細な規定が設けられていました。

PER第20号およびその実施細則ではより詳細な条項が規定され、またこれらの産業にかかる土地・建物税を計算するための計算式または課税標準額が更新されています。

石油およびガスパイプラインにかかる土地・建物税は、当該パイプラインが生産分与契約エリアに位置し、且つ事業に不可欠な部分を成す場合、石油、ガスおよび地熱セクターの土地・建物税規則に基づき計算されなければなりません。

PER第20号では、企業が一般税務において既に他の税務署に登記されていても、これらの産業にかかる土地・建物税は石油・ガス税務署にて管理・施行されることが規定されています。ただし、*Pratama*税務署にて登記されている海洋漁業会社については、例外的に、

当該税務署の管轄下において土地・建物税の規則を遵守することが認められます。

輸入関税が免除となる物品の輸入に係る付加価値税および高級品売上税の非課税措置のアップデート

輸入関税が免除される物品の輸入は、現行の税法に基づき一般的に付加価値税(VAT)および/または奢侈品販売税(LST)の課税対象となります。例外として、財務大臣決定No.231/KMK.03/2001(以下「KMK第231号」)(財務大臣規則No.70/PMK.011/2013により改定済み)で規定される特定物品はその限りではありません。

2015年7月27日、財務大臣はKMK第231号の4度目の改定案となる財務大臣規則No.142/PMK.010/2015(以下「PMK第142号」)を公布しました。特に地熱産業について、PMK第142号では、既に税務上の優遇措置が認められている地熱探査に加えて、地熱探査を目的に輸入された物品に対する輸入関税およびVAT/LST優遇措置が規定されています。

またPMK第142号では、輸入関税およびVAT/LSTの免税対象となる以下の物品を規定しています。

- 一時的に輸出され、その後同一品質を保持したまま再輸入される物品(輸出の際に再輸入申告が求められる)
- 修理、保全および試験目的で一時的に輸出される物品
- 人を対象とした医薬品および医療機器、並びに国家が指定する目的において政府予算にて輸入される血液および生体組織

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の御社担当者までお気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadja
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.